

# 第3章 プラン策定の視点

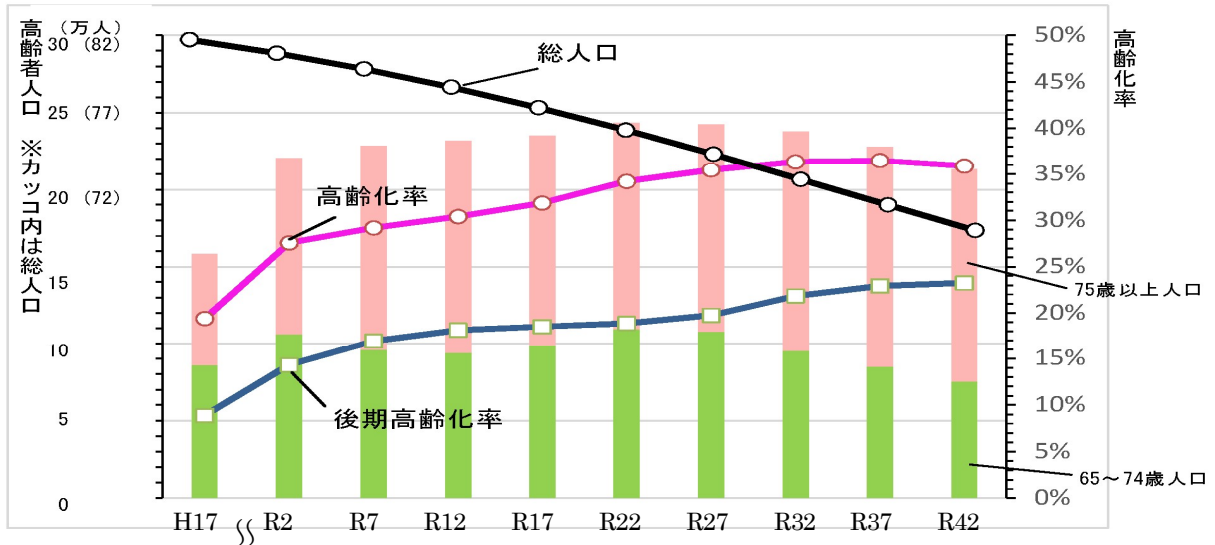
## 1 高齢者を取り巻く状況への対応

※R5以降の数値はR5年10月1日時点の人口をもとに再推計するため、数値が変わります。

### (1) 高齢者人口と高齢化率の推移と推計

浜松市の総人口は、今後もゆるやかに減少を続ける一方で、高齢者人口は増え続け、令和7（2025）年に228,486人、令和22（2040）年にはピークに達し243,602人と見込まれます。その後、高齢者人口も減少に転じますが、高齢化率は令和37（2055）年にピークに達し36.5%になると推計しています。

高齢者人口の増加及び認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、人口構成に応じた施策を推進する必要があります。



※各年10月1日現在住民基本台帳数値、令和6（2024）年以降はコーホート変化率法による推計値（高齢者福祉課試算）

- ※高齢化率 … 総人口に占める65歳以上人口の割合
- ※後期高齢化率 … 総人口に占める75歳以上人口の割合
- ※超高齢社会 … 世界保健機構（WHO）や国連の定義で、7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」、21%を超えた社会は「超高齢社会」とされています。

(単位: 人、%)

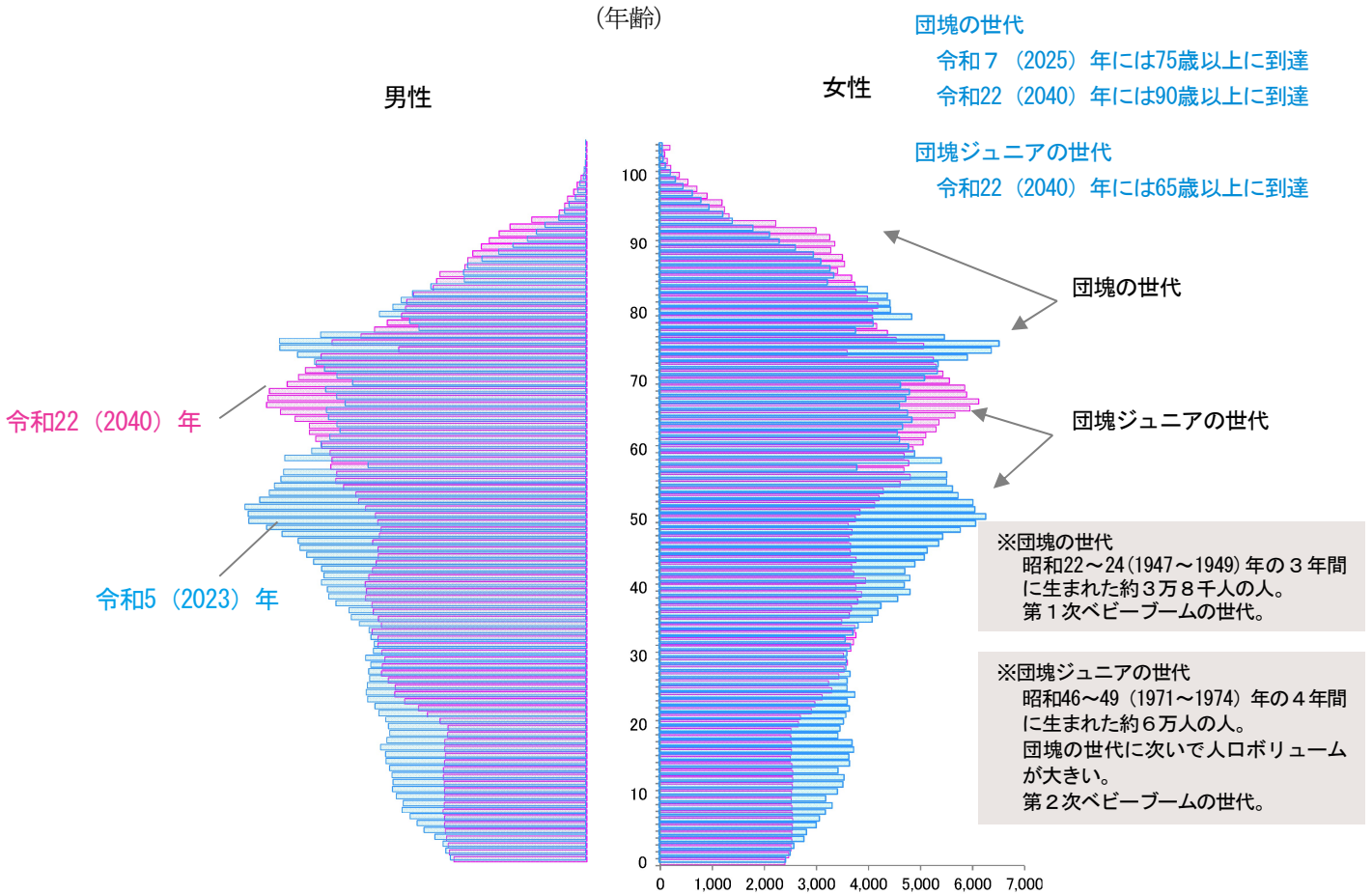
区分	H17 (2005)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
(1) 総人口	816,658	796,829	793,618	790,178	786,591	782,860	778,938
(2) 高齢者人口	158,390	224,016	225,154	226,531	227,785	228,486	228,768
①65~74歳	85,786	108,201	105,561	101,812	98,482	95,750	93,844
②75歳以上	72,604	115,815	119,593	124,719	129,303	132,736	134,924
(3) 高齢化率	19.4	28.1	28.4	28.7	29.0	29.2	29.4
(4) 後期高齢化率	8.9	14.5	15.1	15.8	16.4	17.0	17.1

区分	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
(1) 総人口	761,829	737,755	711,713	683,781	654,093	624,120	594,378
(2) 高齢者人口	231,811	235,263	243,602	242,707	238,030	227,811	213,400
①65~74歳	93,712	98,752	109,284	107,652	95,166	84,756	75,192
②75歳以上	138,099	136,511	134,318	135,055	142,864	143,055	138,208
(3) 高齢化率	30.4	31.9	34.2	35.5	36.4	36.5	35.9
(4) 後期高齢化率	18.1	18.5	18.9	19.8	21.8	22.9	23.3

## (2) 人口ピラミッドと団塊の世代、団塊ジュニアの世代

令和5（2023）年10月1日現在の人口ピラミッドをみると、団塊の世代と呼ばれる73歳から76歳までと、団塊ジュニアの49歳から52歳までの年代層の人口が多く、変形つぼ型になっています。

令和22（2040）年の推計では、66歳から69歳までの団塊ジュニア世代が最も多く、総人口の減少に伴い15歳から64歳までの生産年齢人口も減少し、1人の高齢者を1.54人で支える状況となります。（前回のプランでは1.70人で支える予想であり、予測以上に少子高齢化が進んでいると言えます。）



※令和5（2023）年数値は10月1日時点住民基本台帳より

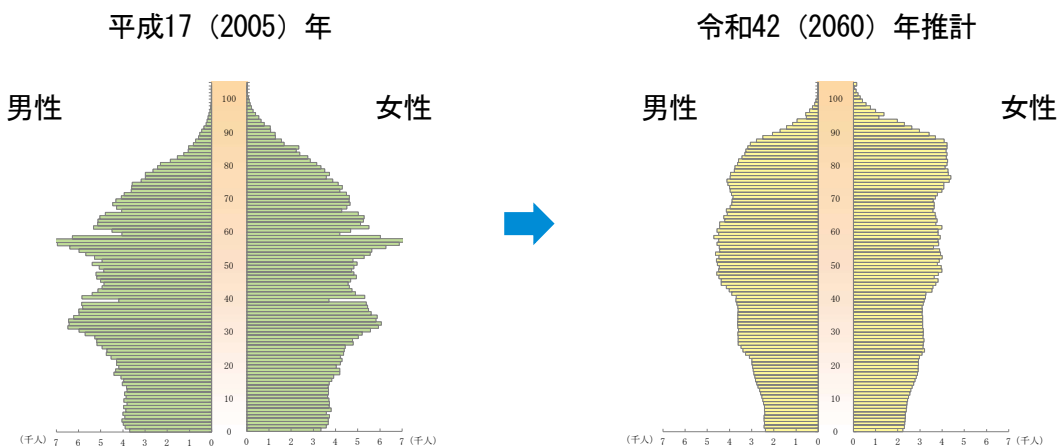
※令和6（2024）年以降はコーホート変化率法による推計値（高齢者福祉課試算）

### 1人の高齢者を支える若い世代の人数

(単位：人)

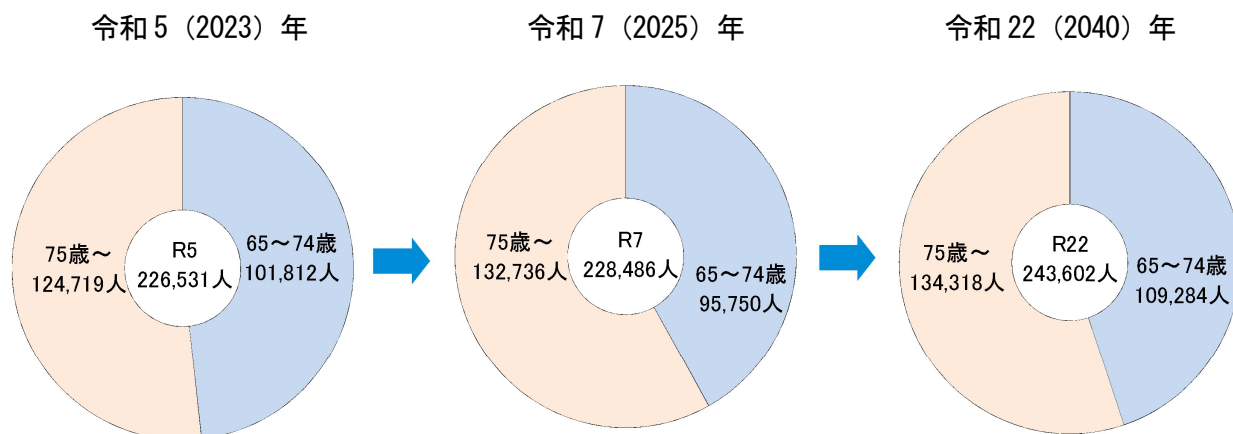
H17（2005）	R5（2023）	R7（2025）	R22（2040）	R42（2060）
3.41	2.06	2.02	1.62	1.54

※若い世代…15～64歳までの生産年齢人口



### (3) 高齢者の高年齢層の増加

令和5（2023）年時点では75歳以上人口は高齢者人口の約55%を占めています。団塊世代が75歳に達する令和7（2025）年には約58%まで増加します。令和22（2040）年まで高齢者人口は増え続け、75歳以上人口が過半数を占める状況です。



区 分	R5 (2023)		R7 (2025)		R22 (2040)	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
65～69 歳	47,368	20.9	47,161	20.6	59,389	24.4
70～74 歳	54,444	24.0	48,589	21.3	49,895	20.5
75～79 歳	46,205	20.4	51,627	22.6	42,823	17.5
80～84 歳	36,324	16.1	37,377	16.4	35,786	14.7
85～89 歳	24,983	11.0	25,166	11.0	29,021	11.9
90～94 歳	12,627	5.6	13,708	6.0	19,739	8.1
95 歳以上	4,580	2.0	4,858	2.1	6,949	2.9
合 計	226,531	100.0	228,486	100.0	243,602	100.0

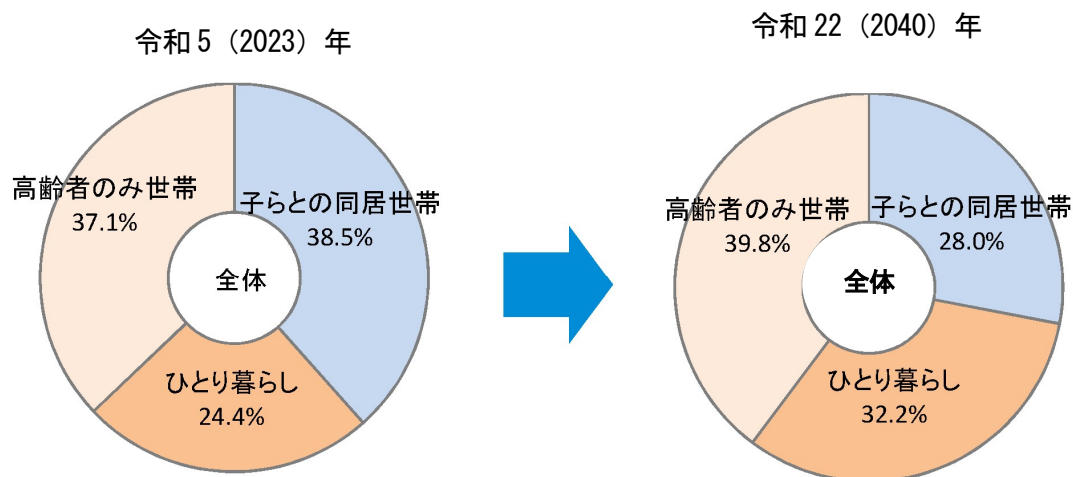
※令和5（2023）年数値は10月1日時点住民基本台帳より

※令和7（2025）年以降はコーホート変化率法による推計値（高齢者福祉課試算）

### (4) 世帯構成の変化

令和5（2023）年時点で、高齢者人口に占めるひとり暮らし高齢者の割合及び高齢者のみの世帯を合わせた割合は高齢者全体の6割を超える状況となっています。

令和22（2040）年には、約7割がひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯になると推計しています。



※令和5（2023）年数値は10月1日時点の住民基本台帳より

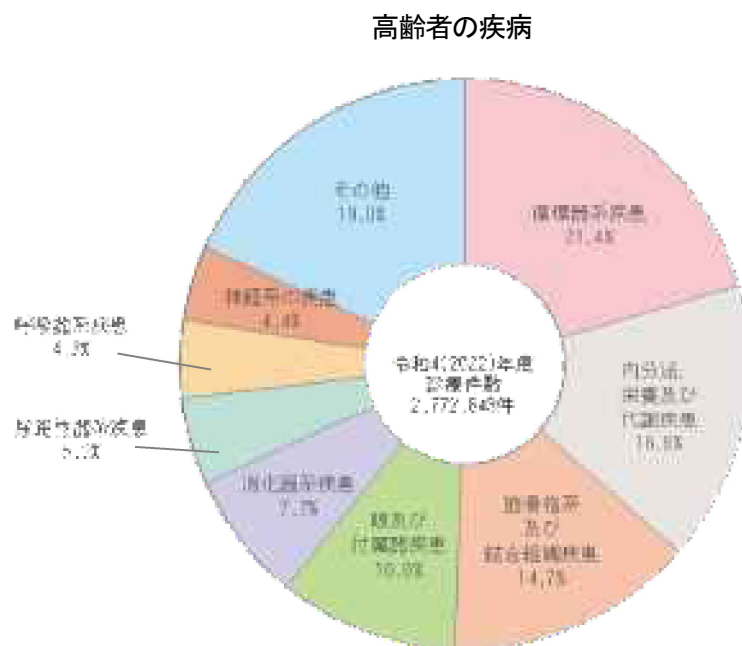
※令和22（2040）年はコーホート変化率法による推計値（高齢者福祉課試算）

### (5) 高齢者の疾病と要介護の要因

令和4（2022）年度における本市高齢者（65～74歳の国民健康保険加入者と75歳以上の後期高齢者医療受給者）の疾病は、高血圧等の循環器系疾患21.4%、糖尿病・脂質異常症等の内分泌、栄養及び代謝疾患16.6%、関節疾患・骨粗しょう症等の筋骨格系及び結合組織疾患14.7%等となっています。

また、厚生労働省の調べによると、介護が必要となった主な原因について、要介護度別にみると要支援者では「関節疾患」が19.3%と最も多く、次いで「高齢による衰弱」が17.4%となっており、要介護者では「認知症」が23.6%、次に「脳血管疾患（脳卒中）」が19.0%となっています。

全体としても「認知症」が16.6%で最も多くなっており認知症進行に伴い、要介護認定の申請をすることが多いと推測されます。



※静岡県国民健康保険団体連合会・静岡県後期高齢者医療広域連合  
(浜松市令和4（2022）年度診療分の疾病分類統計)

### 介護が必要となった主な原因（全国）

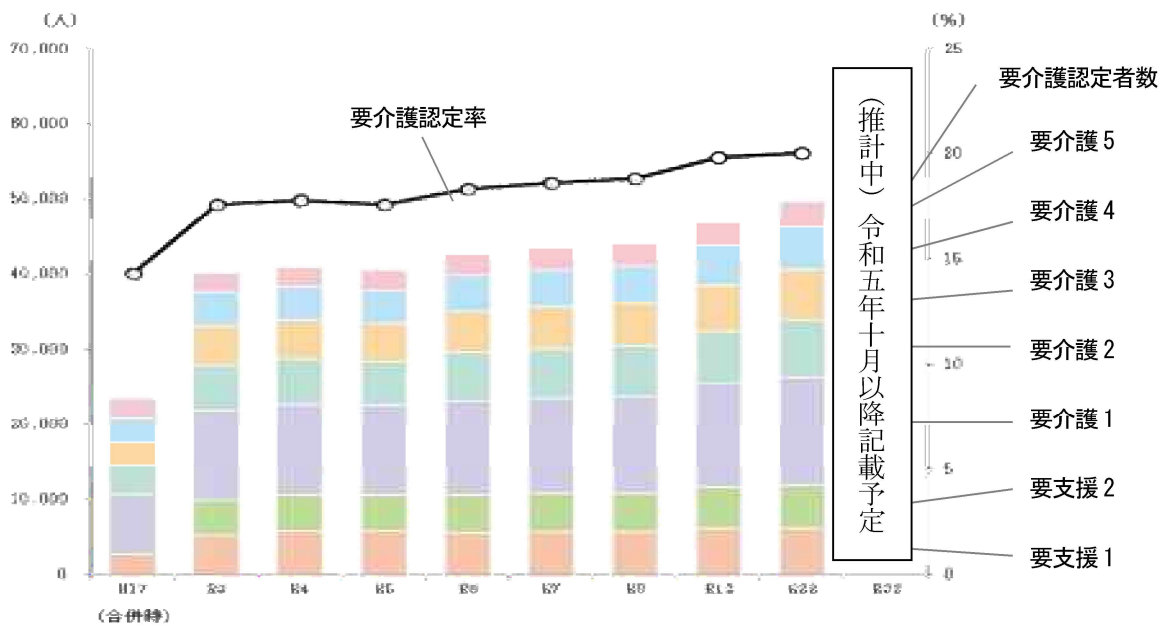
(単位：%)

要介護度別	順位		第1位		第2位		第3位	
	順位	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	
全体	1	認知症	16.6	脳血管疾患（脳卒中）	16.1	高齢による衰弱	13.9	
要支援者	1	関節疾患	19.3	高齢による衰弱	17.4	骨折・転倒	16.1	
要支援1	1	関節疾患	19.5	高齢による衰弱	18.7	骨折・転倒	12.2	
要支援2	1	関節疾患	19.8	骨折・転倒	19.6	高齢による衰弱	15.5	
要介護者	1	認知症	23.6	脳血管疾患（脳卒中）	19.0	骨折・転倒	13.0	
要介護1	1	認知症	26.4	脳血管疾患（脳卒中）	14.5	高齢による衰弱	13.1	
要介護2	1	認知症	23.6	脳血管疾患（脳卒中）	17.5	骨折・転倒	11.0	
要介護3	1	認知症	25.3	脳血管疾患（脳卒中）	19.6	骨折・転倒	12.8	
要介護4	1	脳血管疾患（脳卒中）	28.0	骨折・転倒	18.7	認知症	14.4	
要介護5	1	脳血管疾患（脳卒中）	26.3	認知症	23.1	骨折・転倒	11.3	

注：「要介護度別」は令和4（2022）年6月時点

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和4（2022）年度）

(6) 要介護認定者数・認定率の推移と推計



※各年10月1日現在数値、令和6（2024）年以降は介護保険課試算による推計値

※平成17（2005）年まで要支援1・2の区分なし

※要介護認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の合計値

※要介護認定率は、第1号被保険者（65歳以上）のうち、要介護・要支援者の占める割合

第1号被保険者は住所地以外の市区町村に所在する施設等に入所し、施設等の所在市区町村に住所を変更しても、引き続き住所を移す前の市区町村の第1号被保険者となるため、住民基本台帳上の人口と差異がある

(単位：人)

区分	H17 (2005)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)	R32 (2050)
要支援1	2,634	5,284	5,814	5,872	5,642	5,717	5,765	6,173	6,238	(推計中) 令和五年十月以降数値入力予定
要支援2		4,699	4,778	4,751	5,003	5,074	5,126	5,460	5,606	
小計	2,634	9,983	10,592	10,623	10,645	10,791	10,891	11,633	11,844	
要介護1	8,137	11,932	12,171	11,996	12,548	12,763	12,922	13,814	14,563	
要介護2	3,665	6,042	5,967	5,797	6,413	6,534	6,628	7,049	7,576	
要介護3	3,110	5,227	5,188	5,088	5,496	5,609	5,696	6,066	6,624	
要介護4	3,228	4,463	4,473	4,367	4,749	4,847	4,922	5,224	5,702	
要介護5	2,735	2,587	2,610	2,607	2,859	2,909	2,946	3,119	3,345	
小計	20,875	30,251	30,409	29,855	32,065	32,662	33,114	35,272	37,810	
合計	23,509	40,234	41,001	40,478	42,710	43,453	44,005	46,905	49,654	
第1号被保険者 (認定率)	22,629 (14.3%)	39,344 (17.6%)	40,141 (17.8%)	39,611 (17.6%)	41,840 (18.3%)	42,584 (18.6%)	43,138 (18.8%)	46,065 (19.8%)	48,940 (20.0%)	
第2号被保険者	880	890	860	867	870	869	867	840	714	
総合事業対象者	—	2,344	2,196	2,183	2,414	2,449	2,472	2,657	2,676	

※「総合事業対象者」とは、25の日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるための基本チェックリストによって、機能低下がみられると判定された人

年齢階層別要介護認定率（令和5（2023）年10月1日現在）

（単位：人、％）

区分	要介護認定者数	要介護認定率
65～69歳		
70～74歳		
75～79歳		
80～84歳		
85～89歳		
90歳以上		
合計		

※現在策定中

※要介護認定率は、第1号被保険者（65歳以上）のうち、要介護・要支援者の占める割合

介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念とし、平成12（2000）年4月に介護保険制度が創設されました。

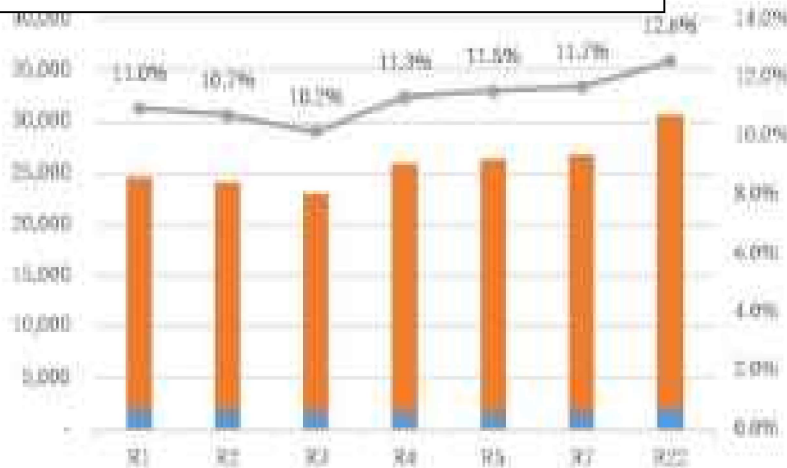
介護保険制度の定着や高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数のうち要介護1までの軽度の人を中心に年々増加傾向にあります。

また、要介護認定率（令和5（2023）年10月1日現在）を年齢別にみると、65～74歳では〇%であるのに対して、75歳以上は〇%に上昇します。

(7) 認知症高齢者数の推計

※R5年10月1日時点の人口をもとに再推計を予定。

※認知症日常生活自立度Ⅱ以上とは日常生活に支障をきたす状態



高齢者人口に占める認知症日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者の割合

※各年10月1日現在数値、令和5（2023）年以降は高齢者福祉課試算による推計値

※認知症日常生活自立度の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの

※要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まない

年齢階層別認知症日常生活自立度Ⅱ以上出現率（令和5（2023）年10月1日現在）

（単位：人、％）

区分	人口	日常生活自立度Ⅱ以上(※)	出現率
65～69歳	47,380	476	1.0
70～74歳	55,681	1,273	2.3
75～79歳	44,697	2,319	5.2
80～84歳	35,567	4,268	12.0
85～89歳	24,858	6,501	26.2
90歳以上	16,970	8,171	48.1
合計	225,153	23,306	10.4

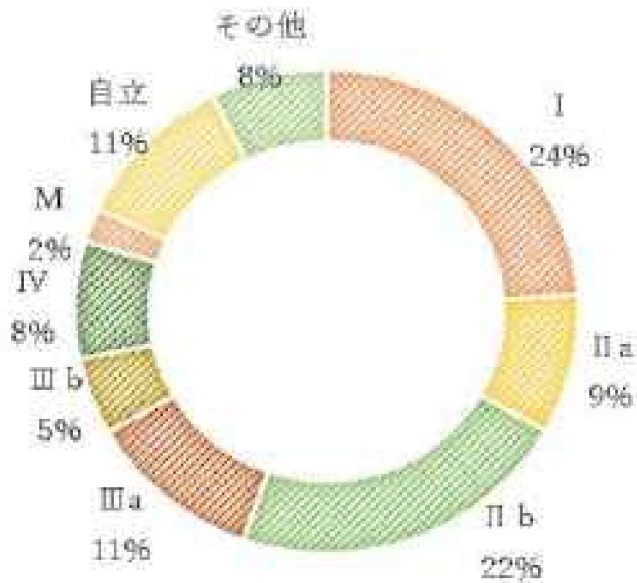
※認知症日常生活自立度Ⅱ以上の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの

本市の65歳以上の要介護認定者全体39,611人（事業対象者は除く）のうち、日常生活自立度Ⅱ以上は令和5（2023）年には23,306人で、令和7（2025）年には26,176人、令和22（2040）年には30,189人にまで増えると推計しています。この数は要介護認定者全体のうち、約6割となります。

また、令和5（2023）年の65歳以上人口に占める認知症日常生活自立度Ⅱ以上の割合は、65～74歳では約1.7%であるのに対し、75歳以上では約17.4%に急上昇します。今後、高齢者の中でも高年齢層の増加による認知症高齢者の増加が見込まれ、その対応が大きな課題となります。

認知症は専門医の受診まで至らないことが多く、その人数等の把握が難しい状況にあるため、実際にはさらに多くの人数が見込まれます。厚生労働省の推計では、認知症有病者数は平成24（2012）年の約462万人に対し、令和22（2040）年には約953万人となり、65歳以上の約4人に1人が認知症となる見込みです。

要介護認定者（65歳以上）における  
認知症日常生活自立度別の割合（人）



※令和5（2023）年10月1日現在数値  
 ※要介護認定者数は第2号被保険者を除いたもの  
 ※認知症日常生活自立度の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの  
 ※その他は空白だった人

【参考】認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

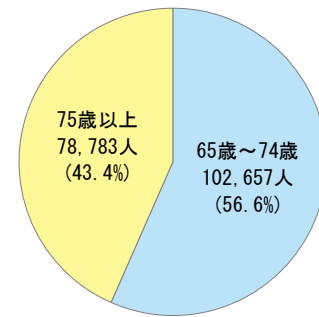
ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

### (8) 高齢者全体に占める要介護認定を受けていない高齢者の割合

高齢者全体のうち要介護認定を受けていない高齢者は令和5（2023）年で約8割を占めています。このうち、65歳以上74歳以下は75歳以上に比べ上回る状況ですが、令和17（2035）年までは75歳以上が継続的に増加することが見込まれます。

75歳以上の人の増加に伴う要介護者の急増に対応することが課題であるとともに、圧倒的に多くの元気な高齢者の活躍に期待が寄せられています。

年齢階層別  
要介護認定を受けていない  
高齢者の割合



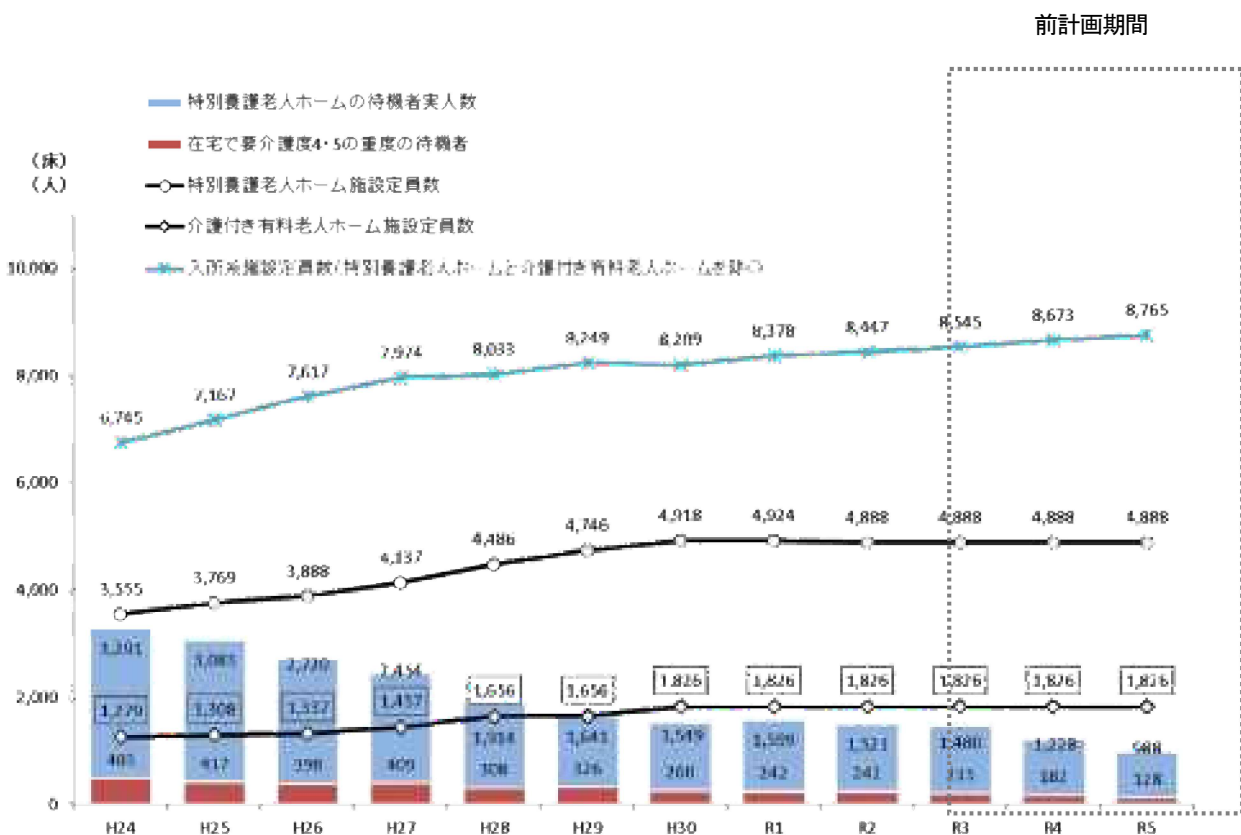
※高齢者人口は令和5（2023）年10月1日現在住民基本台帳数値

### (9) 特別養護老人ホーム・介護付き有料老人ホームの整備状況

特別養護老人ホームの入所待機者は、平成25（2013）年8月時点において3,000人を超える状況であったことから、入所待機者の総数を抑えるとともに、在宅で重度（要介護度4・5）の待機者を解消することを目標に、平成29（2017）年度まで重点的に施設整備を進めてきました。

令和5（2023）年8月時点の施設入所率は95.3%で、定員4,888人に対し空床が229床、在宅で重度（要介護度4・5）の待機者は128人という状況です。高齢者のための入所施設数も増加傾向にあります。

#### 【入所系施設の定員数と特別養護老人ホーム入所待機者の状況】



※施設定員数は整備年度の翌年度4月1日までに開設分を含む

※入所待機者数は、各年8月1日現在数値



【特別養護老人ホームの入所状況及び入所待機者状況（各年8月1日）】

区 分		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
入所状況	定員数	4,888人	4,888人	4,888人	4,888人
	入所者数	4,649人	4,636人	4,630人	4,659人
	空床数	239床	252床	258床	229床
	入所率	95.1%	94.8%	94.7%	95.3%
入所待機者 状況	総数（実人数）	1,521人	1,480人	1,228人	988人
	うち在宅重度者	242人	215人	182人	128人

## 2 70歳現役都市・浜松

一般的に65歳以上の人は「高齢者」として定義されています。しかし、国の高齢社会対策大綱において、高齢者の就業・地域活動等に対する意欲は高く、65歳以上を一律に「高齢者」とみる一般的な傾向はもはや現実的なものではなくなりつつあり、70歳やそれ以降でも、意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来しているとしています。

本市では平成31（2019）年2月に「70歳現役都市・浜松」共同宣言をし、官民一体となり、高齢者が健康で明るく、生きがいを持って活躍できる環境を整備し、誰もが70歳になっても現役を続けられる都市を目指しています。令和元（2019）年度より、浜松市民の「やらまいか」精神にちなんで「やらまいか型人生年齢区分」を導入しています。

また、令和4（2022）年度よりハローワーク浜松と連携し、高齢者の就労支援窓口「シニア専用デスク」を市役所内に開設いたしました。概ね55歳以上で働きたい方を対象に、予約制で就職相談や企業情報の提供などを行っています。



### 【やらまいか型人生年齢区分】

すこ <sup>や</sup> か成長世代	17歳まで	心身ともに、すこやかに成長する世代
はつ <sup>ら</sup> つ活躍世代	18～64歳まで	社会へと羽ばたき、はつらつと活躍する世代
<sup>ま</sup> だまだ現役世代	65～74歳まで	これまでの知識や経験を活かし、まだまだ職場や地域から頼られる世代
<sup>い</sup> いきき充実世代	75～87歳まで	自分らしく、いきいきと過ごす世代
<sup>か</sup> がやく悠久世代	88歳から	永遠に輝いて生活を送る世代

※悠久（ゆうきゅう）：果てしなく長く続くこと。永遠。